

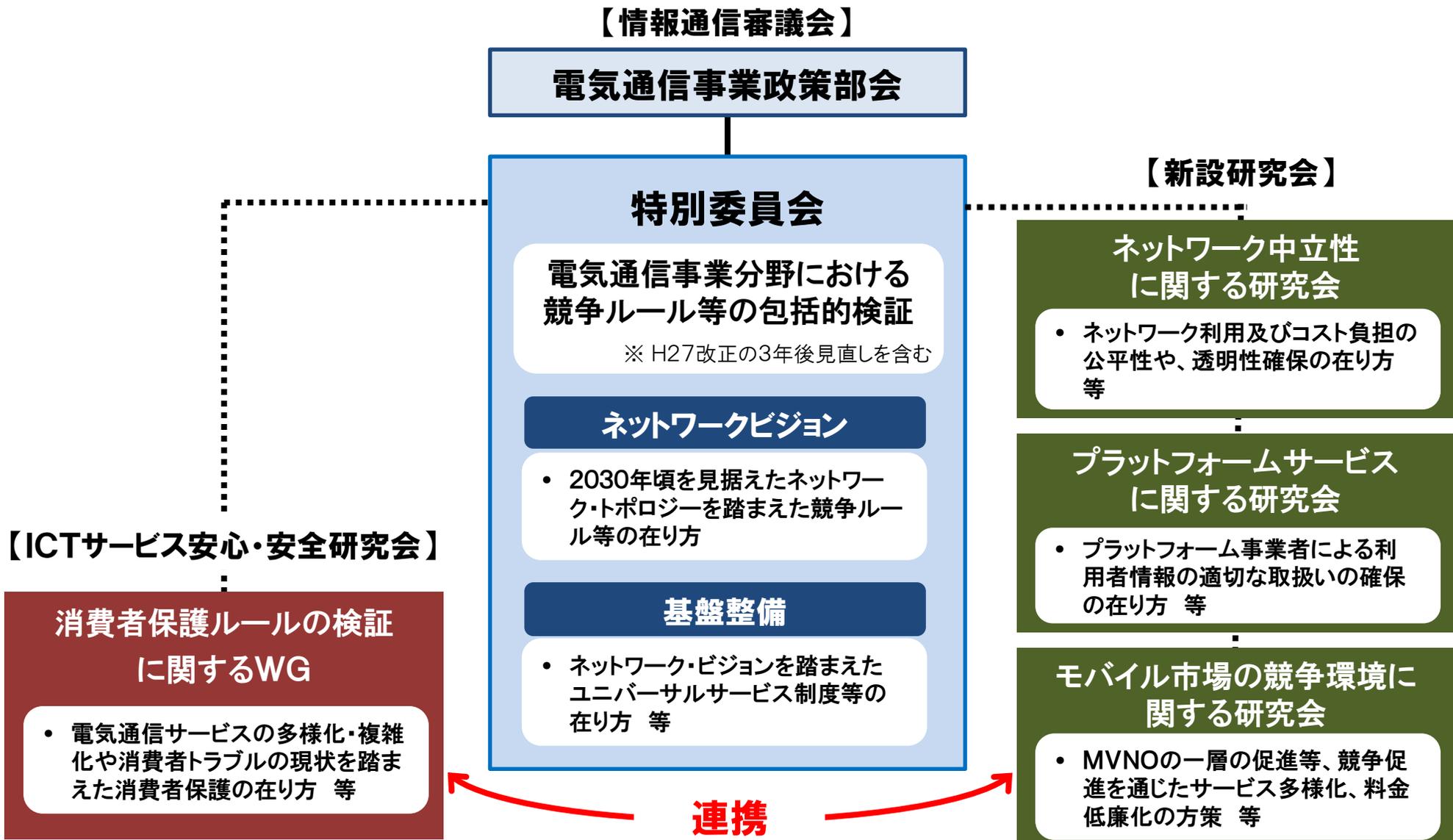
電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 に関する検討状況

2019年1月23日

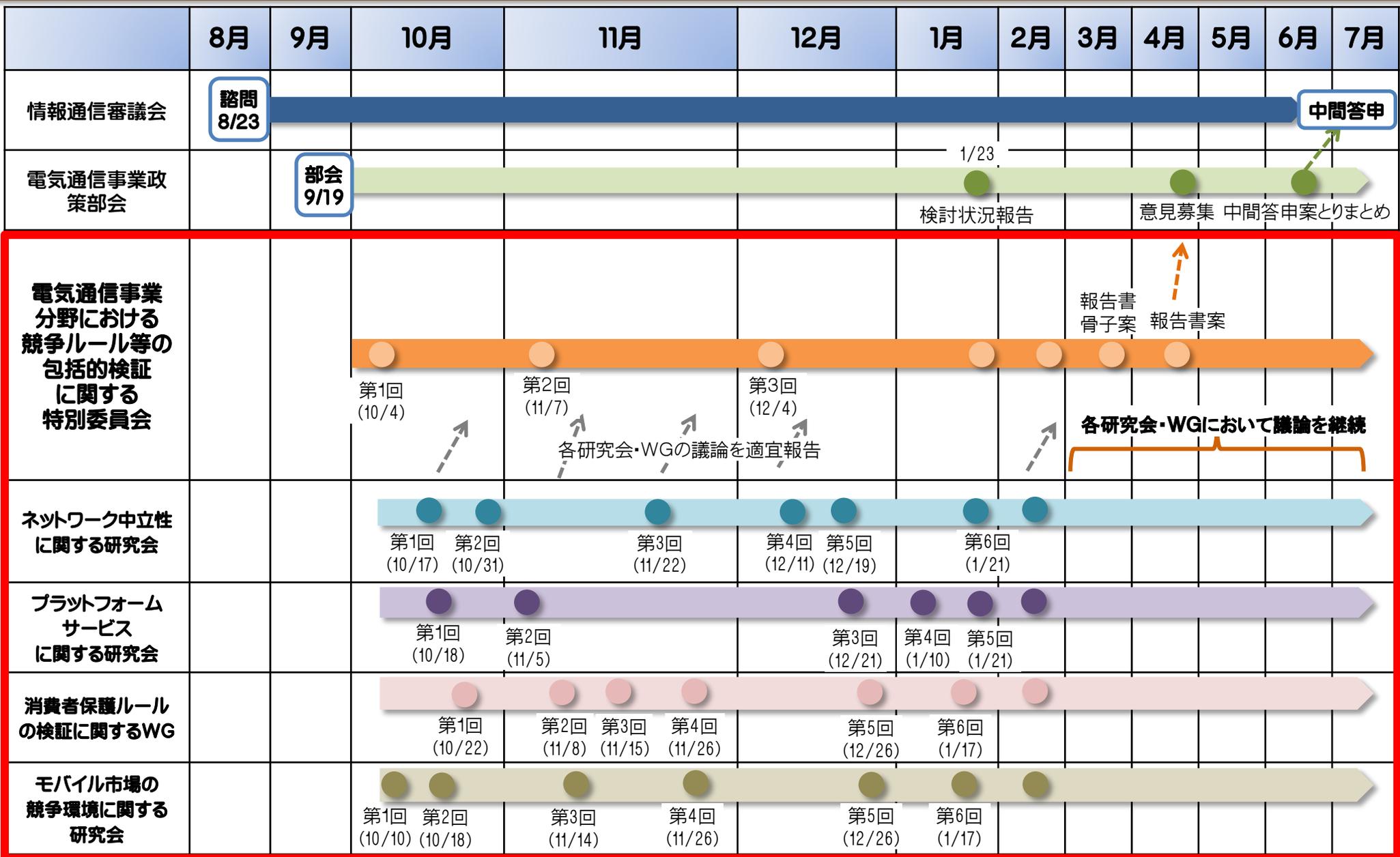
総務省 総合通信基盤局

「包括的検証」に関する検討体制について

- 情報通信審議会に特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。



各研究会等の開催状況



※ 情報通信審議会総会（6月～7月頃開催見込み）を含め、上記は全て現時点での想定。なお、必要に応じて緊急提言を行うこととする。

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 に関する特別委員会の検討状況

主査ヒアリングの概要

- 2030年頃を見据えた電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証を行うに当たり、情報通信の発展の動向を見据えた上での時代に即した電気通信事業の在り方の検討に資する特別委員会での議論に多様な意見を反映する観点から、**関係事業者・団体等に対し非公開でヒアリングを実施。**

第1回

10月12日(金)

事業者・団体名	
1	日本電信電話株式会社
2	KDDI株式会社
3	ソフトバンク株式会社
4	楽天モバイルネットワーク株式会社

第2回

10月16日(火)

事業者・団体名	
1	株式会社ケイ・オプティコム
2	株式会社インターネットイニシアティブ
3	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
4	有識者(黒坂達也 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任准教授)

第3回

10月26日(金)

事業者・団体名	
1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
2	アカマイ・テクノロジーズ合同会社
3	株式会社東芝
4	日本電気株式会社

第4回

11月12日(月)

事業者・団体名	
1	有識者(曾我部真裕 京都大学大学院 法学研究科教授)
2	トヨタ自動車株式会社
3	東日本旅客鉄道株式会社
4	東京電力パワーグリッド株式会社

第5回

11月22日(木)

事業者・団体名	
1	株式会社AbemaTV
2	日本マイクロソフト株式会社

第6回

11月27日(火)

事業者・団体名	
1	LINE株式会社
2	一般社団法人インターネットユーザー協会
3	株式会社日本レジストリサービス

第7回

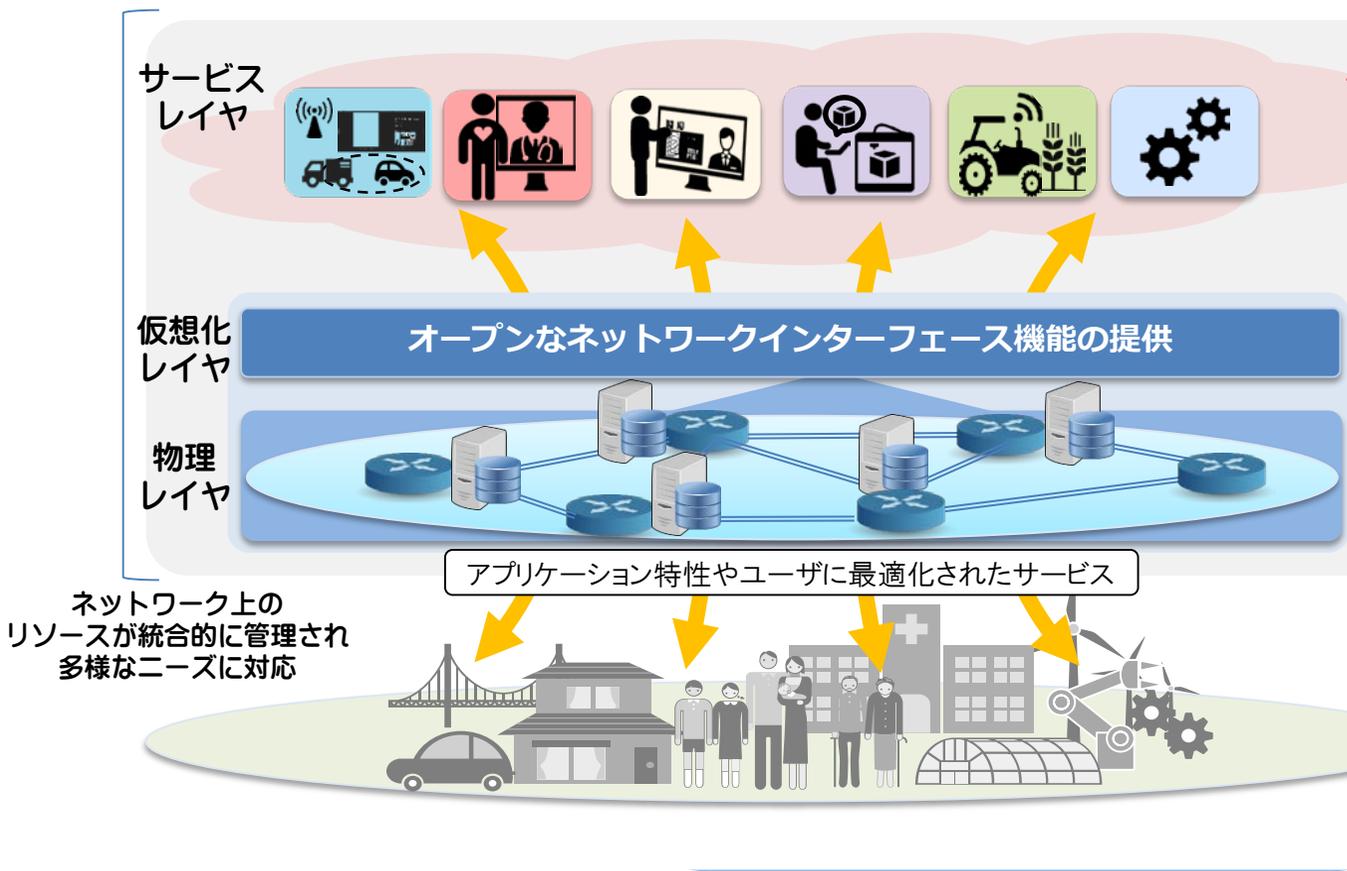
11月29日(木)

事業者・団体名	
1	Apple Inc.
2	ヤフー株式会社
3	日本テレビ放送網株式会社

※1 第5回～第7回はネットワーク中立性に関する研究会及びプラットフォームサービスに関する研究会との合同開催。

※2 上記の他、米Facebook社より、書面(非公開)の提出があった。

これまでの特別委員会における審議、主査ヒアリングや提案募集の結果を踏まえると、2030年頃を見据えたネットワークビジョンについて、現時点で以下のようなイメージが関係者間で共有される。



- オープンなネットワークインターフェースを通じ、サービスレイヤとネットワークレイヤが相互連携することでサービスと通信の融合が進展する。
- レイヤ内・レイヤ間の自由なデータ流通を通じて、多様なプレーヤによる新たなサービス・イノベーション創出が活性化され、社会的課題の解決に貢献する。
- IP化や仮想化の進展に伴い、設備とサービスや機能の対応関係が多様化し、既存の電気通信事業者やネットワークの単位を越えた、新たなネットワーク管理形態が出現する。
- モバイルサービスの普及・高度化が一層進展する一方で、バックボーンとしての固定網の重要性が増大する。
- ユーザやサービスの多様なニーズ等に対応する、よりオープンで公平なネットワーク環境が求められる。
- ネットワークやその上で提供されるサービスはユーザにとって日常生活に不可欠なライフラインとなる一方で、サービスの内容や提供主体、契約形態は高度化・多様化する。

ネットワークビジョンを共有しつつ、関係者が以下の基本的視座に基づき、必要な方策を検討していくことが必要。

- ① 利用者目線に立った自由、公平かつ安全・安心なサービス利用の確保
- ② サービスや事業者間の公正競争を促進するためのオープンなネットワーク環境の確保
- ③ 利用者利益の保護と新たなサービスやイノベーション創出のバランスの確保

特別委員会における検討の進め方

- 特別委員会においては、技術の急速な進展や社会環境の変化等を踏まえ、以下に掲げる課題を中心に、検討を深める。

通信ネットワーク全体に関するビジョン

- 電気通信事業者やネットワークの単位を超えたネットワーク管理の在り方
- IP化・仮想化に伴う、設備とサービス・機能の対応関係の多様化を踏まえた安全性・信頼性の確保の在り方 (技術専門的な検討が必要となるため関係委員会等とも連携)
- ネットワーク構造の変化を踏まえた新たな競争政策の在り方等 (例: 次世代の基幹網の在り方、仮想化に対応した接続ルール等の在り方 等)

通信基盤の整備等の在り方

- ユニバーサルサービス制度の位置付け (例: 競争政策との関係 等)
- ユニバーサルサービスの対象となるサービスの考え方
- モバイル化やIP化の進展を踏まえた多様な主体や技術によるサービス提供の可能性 等

その他必要と考えられる事項

- 平成27年電気通信事業法改正の検証 等

特別委員会において、これら課題を中心に検討を深化。

ネットワーク中立性の在り方

プラットフォームサービスに関する課題への対応

モバイル市場の競争環境の確保の在り方

消費者保護ルールの在り方

基本的視座を踏まえ、引き続き各研究会等において集中的に検討し、その検討結果を特別委員会においてとりまとめ。

ネットワーク中立性に関する研究会の検討状況

検討の背景と基本的視点

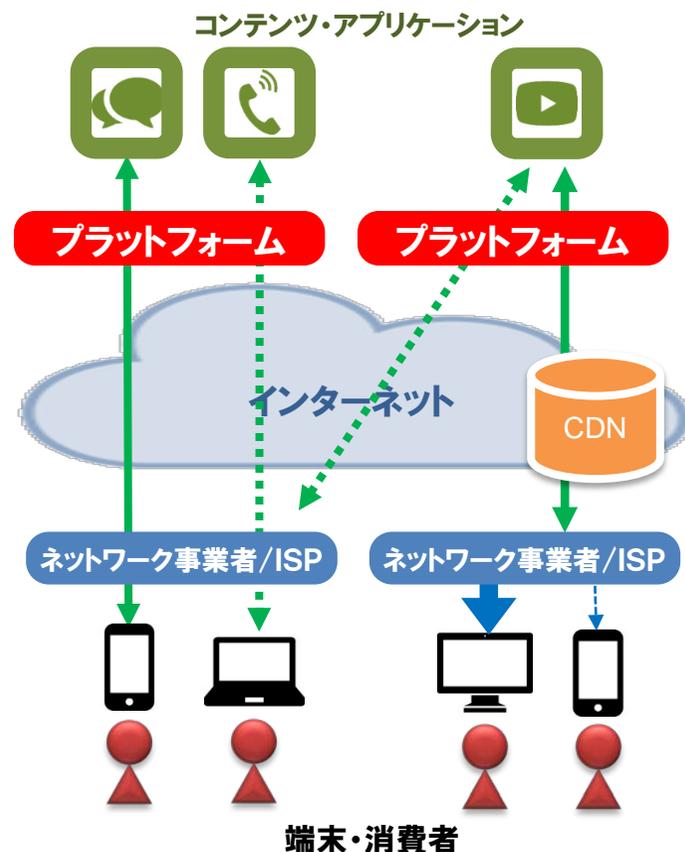
- モバイル通信の重要性の高まり、動画コンテンツによるトラフィック量の増大、ゼロレーティングサービス等の新たなビジネスモデルの登場、SNSの普及やプラットフォームレイヤーの存在感の高まり等、**インターネットを巡る内外の環境は大きく変化。**
- 今後も引き続き、**インターネットがオープンなものとして社会の公平性・公正性の向上に寄与していくために、これまでの「ネットワークの中立性」に関するルールの見直しが必要。**
- 具体的には、「**インターネットの利用に関する利用者の権利**」を**明確に定める**とともに、トラフィック増大等への対策として講じられている措置や新たな商業的慣行等の具体的事項について、**許容される要件等を明確化**する方向でルールを検討。

◎インターネットの利用に関する利用者の権利(案)

- (1) 利用者がインターネットを柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
- (2) 利用者が他の利用者に対し自由にコンテンツ・アプリケーションサービスを提供可能であること
- (3) 利用者が技術基準に合致した端末をインターネットに自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行なうことが可能であること
- (4) 利用者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること

◎ルールを検討するにあたっての基本的視点

- (ア) ネットワークの利用の公平性
- (イ) コスト負担の公平性
- (ウ) レイヤー内、レイヤー間の健全な競争環境(支配的事業者によるレイヤーを越えた不当な影響力の行使の防止を含む)
 ※レイヤー内:MNO間、MNOとMVNO間を含む
 レイヤー間:ネットワークレイヤーの事業者とプラットフォーム・コンテンツレイヤー等
- (エ) イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進
- (オ) 十分な情報に基づく利用者の選択



インターネットにおけるサービス提供のイメージ図

1. 帯域制御に関するルール

- 現行の「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」は、固定ブロードバンド通信環境におけるヘビーユーザー又はP2Pアプリによるネットワーク帯域の占有等に対処するために策定。モバイル通信や一般ユーザーのトラフィック量増加への対応に課題。
⇒移動通信事業者が実施する通信制御も含め合理的なトラフィック制御として認められる要件の整理、その際の利用者の合理的選択を可能とする情報公開の在り方等のガイドラインの見直しが必要。

2. 優先制御に関するルール

- 今後、SDN等の技術が普及し、より柔軟なネットワーク管理が可能となることが想定される中、「自動運転」や「遠隔医療」等一定の通信速度・品質の確保が不可欠となるサービスが登場することが想定。
⇒利用の公平性の確保に支障が生じないよう、優先されるサービス・トラフィックや技術的条件についてのルールの在り方、透明性や公平・公正性の確保が必要。

3. ゼロレーティングやスポンサードコンテンツに関するルール

- ゼロレーティングサービスやスポンサードコンテンツについては、特定の者又はサービスを優先的に取り扱うものとも言え、電気通信事業法における利用の公平等の規律やネットワーク中立性に関する一般原則等との関係について整理が必要。

4. ネットワークへの持続的投資を確保するための仕組み

- 我が国では年に1.3～1.4倍の割合でインターネットトラフィックが増加、インターネットサービスの品質の維持・向上のためには、ネットワークインフラへの持続的投資が必要不可欠。
⇒コンテンツの効率的かつ安定的な配信の実現のため、OSベンダーやコンテンツ事業者等の上位レイヤーも含めた関係事業者によるネットワークひっ迫対策の取組の促進、都市部一極集中型のネットワーク構成等の見直し等が必要。

5. ネットワーク中立性確保のための仕組み

- ネットワーク中立性を確保する上では、公正性を保つための情報公開や、客観的なデータに基づく議論が必要。
⇒電気通信事業者のサービスの品質や提供ポリシーに係る情報公開の在り方や、それらを持続的にモニタリングし、公正・中立的に検証を行う体制の整備が必要。
- 電気通信事業者のみならずプラットフォーム事業者等を含めた多様な関係者により利用者の権利が尊重されるべき。

プラットフォームサービスに関する研究会の検討状況

IoTの進展により市場構造が変化する中、プラットフォームはイノベーションを促進する存在・社会基盤として重要な役割を果たすようになり、そのサービス・機能を提供する**プラットフォーム事業者は市場プレゼンスを増大 ⇒ 電気通信分野に影響**

大量の利用者情報の取得・利用

プラットフォームサービス・機能の提供の際に取得する**大量の利用者情報の利用メカニズムはブラックボックス化**されているとも言われ、**利用者の不安・懸念が増大**

多様な通信サービスの提供

国内にサーバ等の設備を設置せずとも、電気通信事業者と同様・類似の通信サービス(メッセージサービス、SNS、アプリストア、検索サービス等)を多様な形態で提供

- **通信の秘密やプライバシーの保護**の観点から、
 - ・**現行の電気通信事業法における規律の趣旨が適切に確保されているか**
 - ・**確保されていないとすれば、どのような点が課題となるか**検討することが適当
- 我が国のトラストサービス(利用者認証、タイムスタンプ等)の在り方について、国際的な相互運用性の確保等の観点も踏まえた検討が必要
- プラットフォームサービスを通じて流布される**フェイクニュース等への検討**が必要

国際的なプライバシー保護等の潮流との制度的調和の観点も勘案し、**グローバルな市場環境に即した政策対応**

通信の秘密を含め利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策等について**必要な見直し ⇒ 主要論点を整理**

主要論点(案)のポイント

1. 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方

- ▷ 従来、電気通信設備を国外のみに設置し、国内に拠点がない者には、同規定の規律は及ばないものとして運用
⇒ 国外に拠点を置き国内に電気通信設備を有さずサービスを提供する国外のプラットフォーム事業者に対する規律の在り方が論点

2. 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方

- ▷ 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供するサービスが普及・拡大
⇒ ユーザ端末に蓄積される端末情報等利用者情報の適切な取扱いの確保のため、現行ガイドラインの適用対象や適切な取扱いの在り方の見直し、法律やガイドラインの適用関係の明確化が論点
⇒ 通信レイヤとプラットフォームレイヤ双方のドミナント性による公正競争の阻害等、電気通信分野の市場環境に与える影響への対応の在り方も論点

3. プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方

- ▷ 国外のプラットフォーム事業者による利用者情報及び通信の秘密等の適切な取扱いの確保の方策として、
 - ・国際的な執行協力
 - ・域内に代理人を設置する方法
 - ・これらに加えて、事業者の自主的な取組を促す共同規制的なアプローチ
 等が考えられるが、履行確保のためどのような方策が望まれるかが論点
- ▷ 国外のプラットフォーム事業者がどのように利用者情報を取り扱っているか等を我が国利用者が的確に理解・把握するための透明性の確保が論点
- ▷ 利用者情報の取扱いに関し、窓口が分かりづらい、日本語では対応できない等不便を強いられ、情報漏えいの適切な対応がなされない等、利用者情報の管理態勢・苦情相談態勢の在り方も論点

4. 欧米におけるプライバシー保護法制を始めとする国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応

- ▷ 諸外国のプライバシー保護の潮流との制度的調和の確保が論点

5. トラストサービスの在り方

- ▷ Society5.0においてはサイバー空間の安全性や信頼性の確保が重要
- ▷ 現実空間のあらゆるやりとりがサイバー空間に持ち込まれる中で、サービスの重要性に応じた保証レベルの認証を利用することが重要
⇒ ネットワークにつながる人・組織・モノの正当性を確認できる仕組みの確保や、データの完全性の確保のためのトラストサービスの在り方が論点

6. オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応

- ▷ フェイクニュースや偽情報の問題は、特に欧米諸国等において、プラットフォーム事業者が利用者情報を分析して閲覧者の嗜好に働きかけるコンテンツ表示技術を通じて拡散することにより年々深刻化しており、今後、我が国でも同様な事象が社会問題となる可能性
⇒ フェイクニュース等への対応が論点

**モバイル市場の競争環境に関する研究会及び
消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループの検討状況**

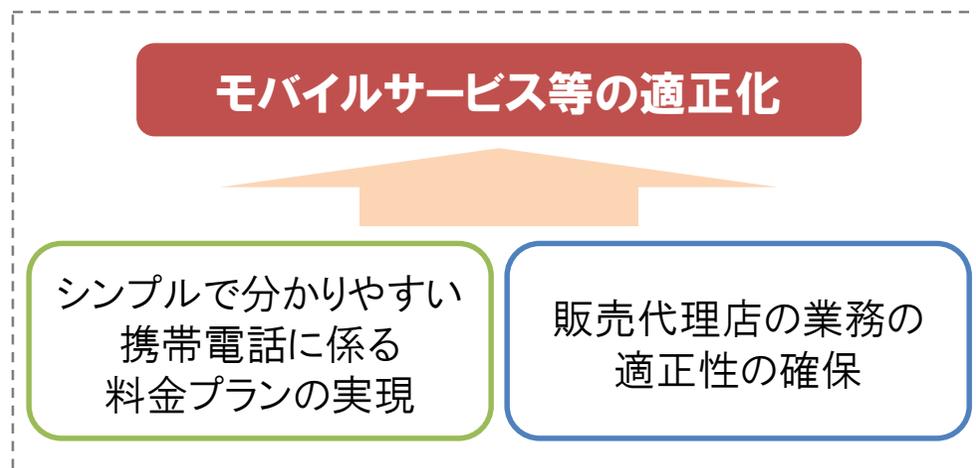
概要

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」及び「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」が合同で、**モバイルサービス等の適正化に向けて早急に取り組むべき事項を整理**したものの。

構成

以下について、**電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施**することを提言。

- ① シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現
- ② 販売代理店の業務の適正性の確保

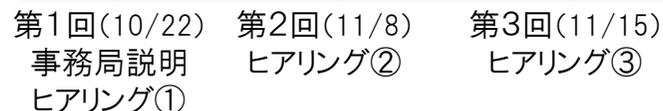


議論の経緯

モバイル市場の競争環境に関する研究会



消費者保護ルールの検証に関するWG



2019年

パブリックコメント
(~12/18)

第6回(1/17) 【合同会合】緊急提言とりまとめ

最低限の基本的なルールとして電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施

主な問題点

- ❑ 購入する端末によって通信料金が異なり不公平。
- ❑ 割引等を受けるために通信役務の継続利用が求められる場合があり、利用者を過度に拘束。
- ❑ 端末買換えサポートプログラム(4年縛り)は、通信役務の継続を条件とし、利用者を困り込み。

- ❑ 期間拘束なしの料金プランが実質的な選択肢となっていない。
- ❑ 違約金の算定根拠が不明。
- ❑ 期間拘束の自動更新により、スイッチングコストが上昇。

主な提言

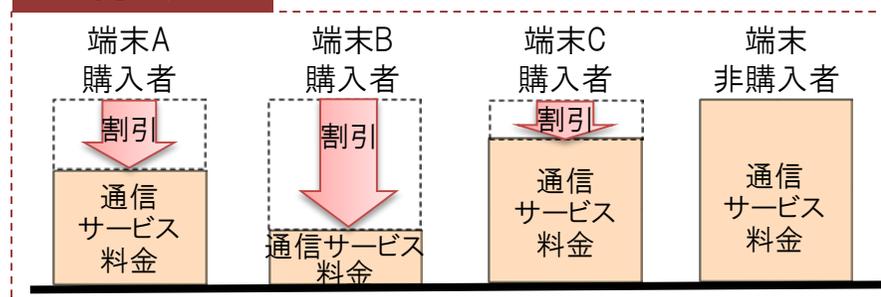
- ❑ 端末購入を条件とする通信料金の割引を廃止。
- ❑ 通信契約の一定期間の利用継続を条件とした端末代金の割引の見直し。
- ❑ 端末買換えサポートプログラム(4年縛り)について抜本的に見直し(通信契約とのひも付けを禁止)。

- ❑ 期間拘束なしの料金プランについて、合理的理由なく著しく劣る提供条件の設定を禁止。
- ❑ 合理的根拠のない著しく高額な違約金を禁止。
- ❑ 自動更新の有無により料金等に差を設けることを禁止。

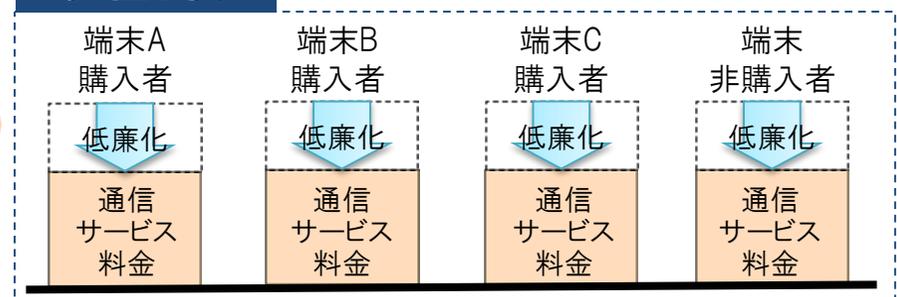
<想定される料金プランの見直しイメージ>

※このほか、過度に複雑な料金プランや合理性を欠く料金プランについても見直しを求める。

現 状



見直し後



通信料金と端末代金の完全分離

行き過ぎた期間拘束

販売代理店の業務の適正性の確保に向け、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を実施

主な問題点

- 通信サービスに係る苦情・相談が依然として多いが、販売代理店への指導は一義的には通信事業者に委ねられ、行政の現状把握が不十分。
- 二次、三次販売代理店等の存在も含め、通信事業者による指導が十分に行き届かず。
- 通信事業者・販売代理店による利用者に誤認を与える勧誘のほか、販売代理店における独自の過度な端末購入補助等の不適切な業務は、業務改善命令の対象外。

現状

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店を直接把握する手段なし
(通信事業者を通じて把握)

利用者に誤認を与える勧誘への規律なし

端末の販売等に係る処分権限なし

主な提言

- 行政が販売代理店の存在を直接把握できるよう届出制度を導入。
- 通信事業者・販売代理店による、利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為(社名や勧誘目的の不明示等)を禁止。
- 販売代理店の不適切な業務実態(独自の過度な端末購入補助等)について業務改善命令の規律を導入。

見直し後

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店の届出制を導入

利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為を禁止

通信サービスの提供を前提条件とする
端末の販売等について、
業務改善命令等の規律を導入

モバイル市場の競争環境に関する研究会

- 接続料の算定方法の見直し、IoT向けサービスに係る競争ルール等について検討を深める。
- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)で取り上げられた事項について実施状況の検証を行う。

消費者保護ルールの検証に関するWG

- 電気通信サービスにおける消費者保護の一層の確保に向け、以下について検討を深める。
 - 契約手続時間の長さ、高齢者への適切な対応や負担額の表示など、契約時の説明の在り方
 - 利用中の情報提供の在り方
 - 一定規模以下の法人のサービス利用の保護の在り方等

両会議で緊急提言に沿った取組の進捗状況についてフォローアップを行う。